

日立労基協だより

第14号

発行所
日立市幸町1丁目2番2号
日立商工会議所会館1階
社団法人日立労働基準協会
電話(0294)23-3431
E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp
編集兼発行人 桜井 博

新年明けまして おめでとーございませう



初冬の風物詩「ちり柿のすだれ」
(写真提供 (株)日立製作所情報制御システム事業部)

年頭のご挨拶



(社)日立労働基準協会

会長 野崎 恭敬

新年あけましておめでとーございませう。会員事業場の皆様方には、日頃から日立労働基準協会の運営に對しまして格別なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

お蔭様をもちまして平成十八年度の事業計画も現在のところ順調に実施されておられ、重ねて御礼を申し上げます。また、昨年八月には、当協会事務所を賜り、関係各位の皆様へ、改めて感謝を申し上げます。

さて、労働災害の状況と致しましては、長期的には減少傾向を示しておりますが、近年、基本的な確認や作業手順のミスから、広範囲な影響を及ぼす事故や一度に多数の労働者が被災する重大災害が増加しております。また、過重労働による健康障害や精神障害に係わる労災認定件数が高い水準で推移しています。

こうした中、日立労働基準監督署管内では、昨年の死亡災害が二件発生しており、前年の四件を下回ったものの、茨城県全体で、災害が増加の傾向にあります。労働災害防止の特別活動要請の通達が出されたことも記憶に新しいところです。

ご承知の通り、労働災害は絶対にあつてはならないことであり、私達は、企業の重大な責務として、災害、職業

性疾病を阻止していかなければなりません。経済的には、いざなぎ景気を凌ぐ景気との評価がなされていますが、安全衛生を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、前述の災害傾向を踏まえた対策が急務となっております。特に、「安全と健康を最優先とする意識の保持」と「安全で健康な職場を実現するための日常活動」と言った基本が大切であり、それらを継続的に推進するための人材育成・安全衛生教育は、重要な対策であると考えております。

当協会と致しましては、人材育成の観点から、技能講習及び特別教育を中心に、関係法令に基づく労働条件、安全衛生等の普及・啓蒙を目的に活動を展開しております。特に、景気回復に伴い受講者が増加する中、引き続き関係官庁のご指導を仰ぎながら、尚一層の努力をして参る所存ですので、今後ともご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の皆様へ、更に飛躍の年となることを御祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。新年

(社)日立労働基準協会

役員一同

年頭の挨拶

日立労働基準監督署長

細谷 克



新年明けましておめでとございます。

日立労働基準協会会員の皆様方には、日頃より労働基準行政に対し、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年を振り返りますと、労働災害は、茨城県全体としては増加傾向にあります。当署管内においては、ほぼ横這いの状況にあり、更に、死亡災害については、一昨年は全産業において四名となっており、昨年についても全産業で二名の方の命が失われており、残念な結果となっております。

今年こそ、労働災害の大幅な減少、特に死亡災害は0を念頭に、諸々の対策を講じていきたいと考えておりますので、昨年に増しましてご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

小生、平成七年四月署長職を拝命して以来、約十二年、この職に在任し現在に至り、その間、いろいろな体験・経験をさせて頂いております。多くの人との出会いもあり、楽しい思い出も沢山ありますが、やはり、仕事中に人の命が失われるという死亡災害のことは、記憶から離れることはありません。

そういう案件に対処する度に、これだけは絶対にあつてはならないことであると、痛感させられます。

万が一にも、このような寂しい思いを誰もが体験することの無いよう、当署職員も、一丸となって頑張っておりますので、皆様におかれまして、今年も安全に最大のご配慮を頂きますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

新年早々から、礼を欠くような挨拶となりましたが、これからも会員事業場の皆様方の労働基準行政に対するご支援・ご協力の程、宜しくお願い致しますとともに、皆様方のなご一層のご発展をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせて頂き、

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

国民の司法参加 裁判員制度を学ぶ

平成18年度 日立地区安全衛生大会を開催

9月1日、多賀市民会館において、日立地区安全衛生大会が開催されました。冒頭に表彰式が行われ安全衛生優良事業場賞に3事業場、功績賞に2名が表彰され、野崎会長と細谷署長より、祝辞とご挨拶をいただきました。

次に、労働安全コンサルタントの小澤清氏から、労働安全衛生マネジメントシステム構築のための、茨城労働局作成ステップアップ方式の導入について、CDからの投影により、判り易く説明をいただきました。

引続いて水戸地方検察庁三席検事荒木真人氏より、「地域の安全と裁判員制度について」と題した特別講演が行われました。

検察庁の役割や特別刑法である労働安全衛生法に関し、検察庁と労働基準監督署との関係をはじめ、司法制度改革の大きな柱の一つである国民の司法参加、いわゆる裁判員制度等について、投影画面により詳細に説明をいただき、参加者はメモをとりながら熱心に耳を傾けていました。

最後に大会宣言を採択し、盛会のうちに閉幕しました。

特別講演
荒木
真人氏



細谷署長
挨拶



平成18年度安全衛生研修会を開催

11月22日、安全衛生管理の優良事業場の見学及び専門家等による特別講演を柱とする安全衛生研修会を開催いたしました。平成15年度の研修会から半日研修の形式で開催しているもので、年々参加者が増加し、今回は過去最多の64名の方々に参加いただき、盛大に開催することができました。

第1部の優良事業場の見学は、日立化成工業(株)山崎事業所のご協力をいただいて、安全衛生管理活動の取組みや、現場管理の状況を見学させていただきました。特に危険物を多く取扱っていることもあり、4Sをはじめ、安全対策・防災対策がきめ細く実施されており、参考になることが多々ありました。

第2部の特別講演はホテル日航日立において、「(有)ヒューマンヘルス研究所所長の阪口由美子氏を招き、「心と身体の健康法」「気」の活用でもっとイキキと」と題した講演をいただきました。

「気」は生命のエネルギーであり、健康の4つの柱は「食息心身」であるとの言葉を引用され、具体的な解説とともに、健康状態を確認したり矯正のできる体操を随所に取り入れられ、楽しく活力に溢れた講演でありました。特に和やかな雰囲気の中で担当者同志の交流を図っていただきました。

(3) 平成19年1月5日



日立化成工業(株)山崎事業所にて記念撮影



特別講演 阪口 由美子 氏

平成18年 安全衛生関係各種表彰受賞者紹介

平成18年に、安全衛生関係表彰及び無災害記録証を受賞された企業並びに個人の方々を紹介いたします。

- 1 **安全功労者内閣総理大臣表彰**
日立原町電子工業(株)本社工場 日立市
- 2 **建設事業無災害表彰**
(株)秋山工務店
工事名 アネージュ日立エスタシオ新築工事
秋山・多賀土木・白土特定建設工事共同企業体
工事名 工第緒500号(国)大沼小学校校舎大規模改造事業建築主体工事
- 3 **無災害記録証(第1種)**
日立電線(株)高砂工場 日立市
日立電線(株)電線工場 日立市
(株)日立エンジニアリングサービス大沼工場 日立市
(株)日立製作所情報制御システム事業部 日立市
- 4 **安全緑十字記録証**
丸善電機工業(株) 日立市
- 5 **茨城県産業安全衛生大会表彰**
(1)茨城労働局長表彰
奨励賞 (株)大村工業所 日立市
(2)(社)茨城労働基準協会連合会長表彰
事業場賞 マルイアドバンス(株) 日立市
功績賞 鈴木 清貴氏 (株)武蔵野化学研究所磯原工場
安全管理室室長 北茨城市
- 6 **日立労働基準協会会長表彰**
(1)優良事業場賞
(株)日昌製作所 日立市
(株)関プレス 日立市
(株)ハイパックスサトウ 日立市
(2)功績賞
・星野 茂氏 (協会運営委員)
・赤平 幸雄氏 (技能講習講師)

謹賀新年
(社)日立労働基準協会
運営委員会一同

監督署からのお知らせ(4～6面)

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況

管内の死亡労働災害については、皆様方の熱心な取組みにより平成16年の同期比3件減、昨年同期比2件減となりましたが、残念ながら依然として2名が亡くなっています。労働者に対する安全意識向上のために、作業前の手順確認（定常作業、非定常作業）、交通安全教育の実施等を行っていただくとともに、引き続き機械・設備の作業前点検等事業場の安全レベル向上のための継続的な活動の実施をお願いいたします。

労働災害発生状況

平成18年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の死傷災害	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
製造業	2 (-5)	812 (+2)	0 (±0)	67 (+14)
建設業	8 (-1)	331 (-34)	1 (±0)	21 (-13)
運輸・貨物業	4 (-6)	386 (+37)	0 (-1)	28 (+5)
その他の業種	15 (+5)	978 (+165)	1 (-1)	55 (+13)
合計	29 (-7)	2,507(+170)	2 (-2)	171 (+19)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成18年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の死傷災害	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
製造業	0 (-1)	13 (+8)	0 (±0)	1 (±0)
建設業	3 (+3)	14 (+2)	1 (+1)	2 (+1)
運輸・貨物業	2 (-4)	43 (-4)	0 (-1)	6 (+2)
その他の業種	7 (+4)	156 (+80)	0 (±0)	12 (+10)
合計	12 (+2)	226 (+86)	1 (±0)	21 (+13)

()内は前年同期との差

死亡災害事例

平成18年11月30日現在

発生日等	業種	起因物	発生状況
6月14日 51歳 男性・作業者	測量業	地山	2人1組で光波測距儀による河川付近の測量作業中、反射板を持つ側の作業員が河川敷脇の高さ約10メートルの崖を測量するために崖の端に近づいたところ、墜落しそうだったので生えていた竹につかまったが、宙ぶりの状態になった。他の作業員が駆けつけ引き上げようとしたが、河川敷に墜落した。
6月29日 28歳 男性・電工	電気通信工事業	高所作業車	夜間のケーブルテレビ工事終了後、埼玉県内の自社に戻るため、高所作業車に労働者2名が乗車して高速道路を走行中、大型トラックに追突し、横転後中央分離帯に衝突した。高所作業車の助手席側の労働者1名が死亡、運転席側の労働者が頭部打撲等で休業1カ月の負傷。

(5) 平成19年1月5日

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正されました

石綿は昭和45年から平成2年にかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に使用されてきました。今後これら建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。こうしたことを踏まえ、平成17年7月から石綿障害防止規則が施行されましたが、さらに平成18年9月1日からは関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るために、石綿及び石綿を重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止され(国民の安全上の観点等から実証試験が必要で、例外的に当分の間禁止が猶予される製品を除く)、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込み作業に係る措置等が新たに盛り込まれるようになりました。

代替が困難な一部の猶予製品の例

ジョイントシートガasket、うず巻き形ガasket、メタルジャケット形ガasket、グランドパッキン、断熱材(ミサイル用)、原材料(これらの原料、材料用)

石綿等の封じ込め、囲い込み作業に係る措置等

- 1 吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等により粉じん発散、労働者のばく露のおそれがある場合の封じ込め、囲い込み作業については、石綿除去作業に準じた措置を行わなければならないとなりました。
- 2 労働者に建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により粉じんを発散させた場合や、労働者が粉じんにばく露するおそれがあるときは、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるだけでなく、労働者には呼吸用保護具のほか、保護衣又は作業衣を使用させなければならないとなりました。
- 3 石綿作業については作業記録をとり、記録を労働者が石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存することになりました。
- 4 石綿健康診断の結果についても、石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存することになりました。
- 5 作業で使用した器具、工具、足場等については、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはなりません。

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理指針について

製造業の事業場においては業務請負等が増加しており、指揮命令系統が異なる労働者が混在して働くことにより発生する労働災害の増加が危惧されています。(関係請負人の災害発生率は元方事業者より高くなっています)。元方事業者が関係請負人を含めて混在した職場で作業を行う場合、元方事業者は以下の事項を実施するようにしてください。

全体の労働者が50人以上の場合、作業間の連絡調整等の事項を統括管理させる者を選任し、関係請負人の責任者との連絡調整等を行うようにしてください。

労働災害防止対策を計画し、関係請負人に周知するようにしてください。

発注時に作業指示書を使って周知する、現場における作業開始前打ち合わせにおいて関係請負人に指示する等して、随時元方事業者と関係請負人、関係請負人相互間の連絡調整を行い、混在作業による労働災害を防止する措置を講じてください。

関係請負人の数が少ない場合を除き、元方事業者と関係請負人との間で協議会を設置し、定期的に開催してください。協議会は、関係請負人が交代したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催するようにしてください。また、労働者に対して協議会における協議結果を周知させることとしてください。

混在作業による労働災害を防止するために、作業場所の巡視を定期的に行ってください。

元方事業者は、関係請負人が行なう労働者の雇入れ教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ場所の提供、資料の提供等を行なうようにしてください。

クレーン等の運転についての合図統一等を行ってください(クレーン等の運転についての合図統一、事故現場の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等)。

請負契約成立後、速やかに安全衛生責任者選任状況、安全管理者等の選任状況を関係請負人に通知させて状況把握を行ってください。また、新たに作業を行なうこととなった関係請負人に対しては、過去の協議事項等必要な事項を周知させることとしてください。

関係請負人が災害発生のおそれがある機械等を持ち込む場合には、元方事業者は関係請負人に事前に通知させ、持ち込み状況を把握するとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させるようにしてください。

元方事業者が関係請負人に機械等を使用させて作業を行わせる場合には、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることの確認、リスクアセスメントを実施した場合の残存リスクなどの情報提供、関係請負人による定期自主検査、作業開始前点検等の確実な実施等の措置を実施させるようにしてください。

化学設備・特定化学設備とこれらの附属設備(配管を含む)の改造、修理、清掃等の作業で当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入る作業を関係請負人に行わせる場合には、作業開始前にその設備で製造・取り扱う物質の危険性・有害性、当該作業時の注意事項、講じた措置、流出等の事故が発生した場合に講ずべき応急措置を作成して、関係請負人に交付するようにしてください。

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用について、必要な指導を行うようにしてください。

平成19年1月5日 (6)

関係請負人の労働者の健康診断受診率を向上させるために、関係請負人が実施する健康診断の日程を元方事業者が実施する健康診断日に合わせるよう日程調整をしたり、関係請負人に健康診断機関をあっせんする、必要に応じ関係請負人に健康管理手帳制度と有害業務に係る健康管理措置の周知を行うようにしてください。

関係請負人及びその労働者が法令に違反しないように必要な指導を行ってください。違反していると認められる場合には、必要な指示を行うようにしてください。

化学物質等の表示・文書交付制度のあらまし

職場で化学物質を取り扱う際に、危険性・有害性、適切な取扱方法等を知らなかったことによる爆発、中毒等の労働災害が依然として発生しています。このような労働災害を防止するためには、その化学物質の危険性・有害性の情報が確実に伝達され、伝達を受けた事業場が情報を活用して適切な化学物質管理を推進することが重要です。政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する場合の表示・文書交付制度が改正され、化学物質の有害性のみを対象とした制度から引火性等の危険性も対象とした制度へと、表示事項に絵表示などが追加されました。

茨城県の最低賃金

地域別最低賃金が4円引き上げられました

1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	655	平成18.10.1

2 産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄鋼業	758	平成18.12.31
一般機械器具製造業	747	平成18.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、 精密機械器具製造業	742	平成18.12.31
各種商品小売業	718	平成18.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含まれません。

精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。

比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合：月給額×12ヶ月/年間総所定労働時間 最低賃金額(時間額)

日給制の場合：日給額/1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(7) 平成19年1月5日

ハローワークからのお知らせ

高齢者雇用確保措置の実施が

義務づけられました！！

改正高齢法の義務

高齢者の安定した雇用の確保義務

高齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、**65歳未満の定年の定めをしている事業主**は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととなりました。 2

定年の引上げ
継続雇用制度の導入 3
定年の定め廃止

1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における、「高齢者雇用確保措置実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しました

2 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出てください

3 継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

4 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

5 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

6 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

7 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

8 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

9 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

10 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

11 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

12 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

13 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

14 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

15 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

16 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

17 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

18 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

19 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

20 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

21 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

22 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

23 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

24 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

25 必要ありません。また、継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実情に合わせ、

年度の対	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢	2006.4.1～ 2007.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2007.4.1～ 2008.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2008.4.1～ 2009.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2009.4.1～ 2010.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2010.4.1～ 2011.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2011.4.1～ 2012.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2012.4.1～ 2013.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2013.4.1～ 2014.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2014.4.1～ 2015.3.31に 60歳定年を迎える労働者	2015.4.1～ 2016.3.31に 60歳定年を迎える労働者
年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
年齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳

期間の定めのない雇用継続雇用制度等の適用期間の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要。

お問い合わせ先、日立公共職業安定所(21-6441)までご連絡下さい。

平成19年度講習会・教育開催計画

	種 別	開 催 日		実 技 会 場	
技 能 講 習	玉掛け	4/5~7 8/2~4 11/1~3	5/31~6/2 10/4~6 1/31~2/2	(株)日立製作所 日立事業所	
	特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者	4/25~26 1/9~10	8/8~9		
	有機溶剤作業主任者	4/11~12 8/22~23 2/6~7	6/20~21 11/13~14		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者	6/12~15 12/4~6	10/16~18 2/19~21	日立商工会議所会館	
	ガス溶接	9/14~15	2/29~3/1	(株)日立製作所 日立事業所	
	フォークリフト運転(学科)	4/3 9/19	6/6 11/20	7/31 1/22	(株)日立物流
	乾燥設備作業主任者	5/8~10			
特 別 教 育	プレス作業主任者	7/18~20			
	アーク溶接	10/12~13		(株)日立製作所 日立事業所	
	クレーン運転	4/20~21	10/26~27	(株)日立製作所 電機システム事業部	
	研削といし	3/5~6		日立商工会議所会館	
	プレス・シャー	12/14~15		日立アプライアンス(株)多賀事業所	
	電気(低圧)取扱い業務	9/7~8		未定	
	粉じん作業	7/10			
講 習 会	安全衛生推進者等養成講座	7/4~5			
	職長教育	5/23~24 9/26~27 1/16~17	7/25~26 11/27~28 3/12~13		
	危険予知訓練リーダー研修会	2/14			

1. 学科の会場は全種目 日立商工会議所会館4階です。
2. 開催日又は会場は講師及び会場の都合等により変更になることもあります。

労働条件並びに

安全衛生実務研修会を開催

10月26日、従業員規模が10人以上50人未満の事業場において、労務管理及び安全衛生管理の実務を担当している者を対象とした研修会を、日立労働基準監督署との共催により、日立商工会議所会館のドームホールにおいて、35社の参加を得て開催いたしました。

講師に監督署の第一方面主任監督官小室順氏と第三方面主任監督官山口俊宏氏を迎え、小室氏からは就業規則の整備を中心とした説明をいただきました。また、山口氏からは労働安全衛生法の改正内容及びイラストによる危険要因とその対策事例等の説明がありました。

本研修会は、対象事業場の従業員数の規模区分により、労働条件に関しては今回で3回目であり、安全衛生に関しては2回目の開催でありました。

編集後記

あけましておめでとございませう。昨年は協会として永年の懸案事項でありました事務所新設が実現できました。

役員、専門部会の皆様をはじめ、日立商工会議所様の絶大なご支援とご指導の賜と、心から厚く御礼申し上げます。

お蔭様で新年を快適な職場で迎えることができ、職員一同心も新たに協会発展のため、業務に精励して参りますので、今後とも会員皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(桜井記)

謹賀新年

(社)日立労働基準協会
事務局一同

